

甲府地区広域行政事務組合国母公園夜間照明施設等LED化整備事業
「公募型プロポーザル」質問への回答

令和8年9月18日

NO	質問	回答
1	○実施要領P8 7- (7) 企画提案書の様式第16号「本事業における工夫や独自の提案」について、提案内容は提案価格に含まれるものに限りませんか。	提案価格に含まれない工夫や独自提案も可能であり審査の対象です。
2	○実施要領P8～9 8- (7) 評価点80点の配点構成をご教示ください。 (審査における評価項目①～⑥それぞれの配点をご教示ください。)	評価項目①10点、評価項目②15点、評価項目③20点、評価項目④20点、評価項目⑤5点、評価項目⑥10点
3	○実施要領P10 8- (7) 特に重視する項目 (⑥) については、2を乗じることとする。とありますが、審査における評価項目「⑥その他 (本事業における工夫や独自提案)」を貴組合として特に重視しているため、配点として5点満点×2=10点満点とするということでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○実施要領P10 8- (7) 価格点50点の計算式の考え方について、下記をご教示ください。 ①価格点は50点満点と考えてよろしいでしょうか。 ②上記①が認識の通りの場合、提案限度額の90%以下の場合は一律で価格点50点満点になると考えてよろしいでしょうか。(提案限度額の90%以下にしても価格点50点以上の加点にはならない。) ③上記①について、50点以上の配点可能性がある場合、提案限度額の90%未満を提案金額とすることで50点以上になると考えてよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③50点以上の配点はありません。
5	○仕様書P2 5- (2) - (ク) 全施設の工事完了前の無償利用期間中に照明器具に不具合が生じた場合、事業者や照明メーカー起因でないものについては、修繕・交換等の追加費用は別途協議が可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○仕様書P5 5- (3) - タ 照度が保てるよう樹木の剪定等を行うとありますが、現在の剪定作業は貴組合にて行っており、指定管理者や業務委託中の事業者の出入りはないということでしょうか。(剪定業務に指定管理者等とラップが生じていないか確認するための質問となります。)	毎年度剪定作業を実施しており工事期間中に委託業者が出入りする可能性はあるが、照度確保のための剪定は行っておりません。
7	○仕様書P5 5- (3) リース期間中は新価特約付きの動産総合保険への加入が必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	○仕様書P9 7 リース期間満了後は無償譲渡とし、償却資産税は本事業費に含めないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	○その他 本事業の予算は債務負担行為と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	○その他 本事業の予算が長期継続契約の場合、契約期間中に貴組合都合にて中途解約をせざるを得ない状況となった際は、貴組合にて残リース費用を損害賠償いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	本事業は、債務負担行為による予算措置済みです。
11	○その他 契約者がリース会社となる場合、リース会社からは監理または主任技術者を配置せず、元請となる施工役割会社が監理または主任技術者を配置すればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	○その他 本事業において、配線の交換は事業内容に含まれておりませんが、実施工にあたり埋設された配線の交換およびやり直しが必要となった場合、追加費用は請求できるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、協議が必要となります。

甲府地区広域行政事務組合国母公園夜間照明施設等ＬＥＤ化整備事業
「公募型プロポーザル」質問への回答

令和8年9月18日

NO	質問	回答
13	○仕様書 5 本事業に係る業務範囲（2）夜間照明施設整備工事の実施の（イ）に照明柱は、原則として再利用。と記載がありますが、現場調査の際に腐食している照明柱や斜めになっている照明柱がありました。本事業における工事中及び維持管理期間中またその後についても再利用した照明柱が倒壊した場合の責任及び、同（キ）の工事期間中に発生した事故についての責任項目の対象外との認識でよろしいでしょうか。 また、同様に（3）夜間照明施設の維持管理 カ に災害等が発生したことによりＬＥＤ照明器具に不具合が生じた場合、事業者の責任及び費用負担において交換・補修を行うこと。また サ にはＬＥＤ照明器具等と設置に必要な付属品一式が起因し、第三者に損害を及ぼしたときは事業者の責任及び費用負担において、その損害を賠償すること。と記載がありますが、こちらも既設の照明柱が原因の場合は対象外という認識でよろしいでしょうか。	・照明柱は原則再利用とするが、腐食等により倒壊の恐れがあり安全性が確保できない等、12年間のリースに耐えられない場合は新しい照明柱を設置してください。 ・12年間のリースに耐えられると判断し照明柱を再利用した結果、不具合又は第三者に損害を与えた場合は事業者の責任及び費用負担において損害を賠償することになります。
14	仕様書 外灯等の照明器具の色はメーカー標準色でよろしいでしょうか。器具により色が異なります。	お見込みのとおりです。